

おいしい空気の施設推進事業実施要領

第1 目的

北海道たばこ対策実施要綱第4の4に基づき、公共的施設（健康増進法第25条の4第4号に規定する特定施設を除く。）における受動喫煙防止の取組をより一層推進するため、公共的施設を管理する者に対し、禁煙・適切な分煙の措置を講ずるよう促すとともに、禁煙・適切な分煙を実施している施設を公表することなどにより、禁煙・分煙の社会的な認識の定着を図り、もって、道民の健康づくりに資することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室・地域保健室（以下「保健所」という。）とする。

第3 対象

この事業の対象となる施設は、健康増進法の趣旨に鑑み、受動喫煙防止に努めることとされている別表に掲げる施設とする

第4 定義

「おいしい空気の施設」とは、第3に定める施設であって、第6に定める禁煙・分煙が適正に実施されている施設として登録されたものをいう。

第5 事業内容

保健所は、「おいしい空気の施設」登録制度の普及を図るとともに、登録施設の公表を行うなど登録施設の管理者等と協力し、受動喫煙防止対策を推進するものとする。

第6 禁煙・分煙の内容等

「おいしい空気の施設」の管理者等が講ずべき禁煙・分煙の内容等は、次のとおりとする。

(1) 禁煙

建物内（建物を有しない施設にあっては敷地内）の喫煙を常に禁止し、かつ、建物の外に灰皿を設置する場合にあっては、建物内にたばこの煙が流れ込まないようにするとともに、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、通行者等の受動喫煙防止に配慮すること。

(2) 分煙

次に掲げるア～ウの条件を全て満たすこと。

ア 喫煙室を設置するなど、適切な喫煙場所を設けていること

イ 喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙やにおいが漏れないこと

ウ 通行者の受動喫煙に配慮しつつ、喫煙場所のたばこの煙を屋外に排気すること。

第7 登録の届出

1 「おいしい空気の施設」の登録を希望する施設の管理者等は、登録届出書（別紙様式1）を当該施設の所在地を所管する保健所の長に提出する。

- 2 上記1の登録を希望する施設が複数あり、登録届出書を提出すべき保健所が複数となる場合にあっては、施設の管理者等は、登録届出書を一括して保健福祉部健康安全局地域保健課（以下「地域保健課」という。）へ提出できるものとする。
- 3 上記2の登録届出書の提出があったときは、地域保健課は、各施設に係る登録届出書を速やかに各施設の所在地を所管する各保健所に送付しなければならない。

第8 登録及びステッカーの交付等

- 1 保健所は、施設の管理者等から登録届出書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行い、届出内容が適正であることを確認した場合は、「おいしい空気の施設」として登録し、登録表（別紙様式2）に記載した後、当該登録された施設（以下「登録施設」という。）の管理者に対し、ステッカーを交付するものとする。
- 2 上記1の登録に当たり、登録施設の管理者等の同意が得られた場合、地域保健課及び保健所は、当該登録施設に係る登録届出書の内容をそれぞれのホームページに掲載するものとする。
- 3 登録施設の登録期間は2年間とし、更新することができるものとする。

第9 登録事項の変更

- 1 登録施設の管理者等は、登録届出書の記載事項（以下「登録事項」という）に変更があったときは、変更届出書（別紙様式3）当該登録施設を所管する保健所の長に提出するものとする。
- 2 上記1において、当該変更届出書を提出すべき保健所が複数あるときは、第7の2及び3の規定を準用する。

第10 登録の取り消し

- 1 登録施設の管理者等は、当該登録施設において禁煙・分煙をやめるときは、登録取消届出書（別紙様式4）を当該登録施設を所管する保健所の長に提出するとともに、保健所から交付されたステッカーの未使用分を保健所に返却しなければならない。
- 2 上記1において、当該登録取消届出書を提出すべき保健所が複数あるときは、第7の2及び3の規定を準用する。
- 3 保健所の長は、上記1の届出があったときは、当該登録施設の登録を取り消すものとする。
- 4 保健所の長は、登録施設における禁煙・分煙が第6に掲げる内容に合致していないことを確認したときは、当該登録施設の登録を取り消すことができるものとする。

第11 その他

- (1) 札幌市、旭川市、函館市及び小樽市に所在する施設については、当該施設の所在する市又は市保健所の協力を得て実施するものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成14年11月28日から施行する。

附則

この要領は、平成18年10月23日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年7月3日から施行する。

附則

この要領は、平成23年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第3関係）

区分	対象施設
<p>多数の者が利用する施設</p>	<p>体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設（健康増進法第25条の4第4号口に規定する施設を除く）、飲食店のほか、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設（児童福祉施設を除く）、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設など</p>
<p>その他の施設</p>	<p>鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船など</p>